

議案第69号

財産を無償で貸し付けること（鳥取市武道館用地）についての議決の一部変更について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについての議決（平成22年3月17日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）を当該変更部分に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に改める。

変 更 後			変 更 前		
1 財産の内容			1 財産の内容		
種類	所 在 地	数 量	種類	所 在 地	数 量

土地

鳥取市東町一丁目326番

2,858.64平方メートル

土地

鳥取市東町一丁目 326 番ほ
か1筆

4,710.60平方メートル